

に新規接収が行なわれており、立ち退き者の数は、増える一方である。一九五九年度一三五、八四六坪、一九六〇年度一〇、八〇七、六五五坪、一九六一年度（但し二月末現在）一五二三、四三〇坪。

二、講和前補償の問題

対日平和条約発効後における合衆国による土地の使用及び財産の損失にたいする補償及び同期間における合衆国軍隊およびその要員等の不法行為による沖縄の人々の被害については、前述のとおりであり、後者は合衆国法である外国人損害賠償法により補償金が支給されることになっているが、終戦後対日平和条約発効までの事件にたいしては、適用法規がないとして何らの措置も講ぜられず、住民は、対日平和条約の締結により、何らかの措置がなされることを期待していた。しかし、条約は、その第九条で一戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生前に日本国領域におけるいづれかの連合国軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄した。この規定の解釈ともからみ、沖縄の人々は、日米両国政府がともに責任を回避し、沖縄の人々の損害を放任状態におくものとして、強い不満を表明してきた。五九年末に、ブリス高等弁務官は、審問によつてこの問題を、現地沖縄の琉球政府代表が検討してもいい権限が与えられた一ことを明らかにし、合同土地諮問委員会に対し、平和条約発効前の米軍の土地等の使用にともなう財産の損失、ならびに不法行為による生命身体にたいする侵害および財産損害についての補償、又は賠償の請求について審議する権限を付与した。

二〇四、五二六人の人々が、土地等の使用にともなう財産の損失にたいする補償請求を提出し、その額は、五、一四〇、二一四、七四六・六一円にのぼっている。これらの内容は、たとえば、地代、立毛、建物破かい、建物移転、水利権、休業補償などである。

不法行為による生命、身体にたいする侵害、および財産損害は、判明しているもの死亡三一五人、負傷七六〇、家屋の焼払いその他の財産損害二九五件となつており、損害賠償総額七五七、一九四、一七ドルで、

その内、見舞金受領額が六、五八九、六六ドルあるので、賠償要求額は七五〇、六〇四、五一ドル内となっている。ただし、このなかには、警察局には被害の記録があつても、本人又はその遺族から申請のないもの（死二二件、傷害四九九件など）は含まれていない。この内容を見ると、最大の事件は、一九四八年八月に発生した伊江島の波止場における車の爆薬処理船LCTの爆発事件で、死亡者一〇三名、重傷者二一名、軽傷者五五名、計一七九名を出し、又住民所有の船舶や建物等の物件も、大きな損害を蒙つた。それについて交通事故が最も多く、死亡者一四五名、傷害一〇八名、計二五一名となつてゐる。その他射殺された者三八名、刺殺七名、撲殺九名、飛行中の軍用機からガソリンタンクが落下して死亡した者九名などがある。

われわれが調査した事例を一つだけ報告しよう。

米陸軍軍曹の家庭にメイドとして働いていたSさん（当時十八才）は、一九五一年八月二日、同軍曹の長男（当時十一才）が、ピストルで射たれ、命はまぬがれたが、一牛半身不随でベッドに寝たきりの生活を余儀なくされることになつた。その日、軍曹夫妻とも外出してゐたが、子供の手のとどく整理タンスのなかに実弾をこめたピストルを安全装置もかけないで放置してゐたのである。Sさんは、右脇から射たれ、その場に転倒したが、しばらくは痛みは感じず、声が出せたので、同僚のメイドAさんに助けを求めた。Aさんは、隣の米婦人に病院への連絡を依頼するとともに、Sさんを家の中に運び込み応急手当を加えた。二〇分程経つて自動車がきて、コサ市の琉球政府コサ中央病院に運ばれた。しかし、同病院では手術ができないと言われ、大山の軍病院へ行つた。こゝで腹部の切開をしたが、弾は、背骨につきささつていてとれないと言ふことであつた。一カ月ほど入院のちふたゞび、コサ中央病院に行き、やつと弾をとつてもらつた。四〇日はど寝つて退院した。自宅で療養してゐたところ、ライカム國際婦人クラブから、お金を出して上げるから、もう一度入院しなさいとすすめられ、五二年五月ごろから、再度コサ中央病院に入院した。いつまで入院してもよくならないので、五七年六月に退院、それ以来自宅療養をしてゐる。

Sさんの父は、支那事変で戦死し、母は沖縄戦で死去したため、彼女は家族をもたず、いまはコサ市近郊

の伯父の家に世話になつてゐる。彼女はいまも立つことはもちろん坐ることもできない。下半身は完全に痲痺して、関接をまげることができず、いつも重い石をのせられてゐるような感じがしてゐるということがある。彼女は十八才からげんざいまでの娘盛りの十年間を納屋の片隅のベッドに寝たまゝ、ラジオだけを友として生きてきた。

彼女の雇傭主は、さいしよ、子供のしたことからか、金がないという理由で、全然補償しようとしなかつたが、結局、一〇八、〇〇〇円を支払つた。軍は、大山軍病院の一カ月の入院費だけを負担した。五二年二月から五七年六月までのコザ病院の入院費は、ライカム国際婦人クラブが負担した。

彼女は、げんざい、父の戦死に對する日本政府の年四回の公務扶助料（一回三〇ドル）と母の戦斗協力者慰霊金（一昨年五〇ドル、ことし二三・七〇ドル）と米婦人から注文のあるリース編みの内職で生活してゐる。リース編みの多くは、寝台用カバーで、一枚仕上げるのに一日十時間労働で三月ほどかかり、二五ドルぐらいになる（ハワイあたりで、四〇〇ドルで売買されてゐるとの話聞いた）。結局、彼女の月平均の収入は、血のにじむような内職にかかわらず、総額で二〇ドルほどである。

平和条約発効前の補償の問題は、土地諮問委員会の検討を了え、高等弁務官に報告され、ワシントンにすでに送付されており、長い間懸案になつていたこの問題も、責任ある立場にある人から聞いたところによると、ほとんど要求どおりの額が承認され、近い将来に解決される見通しであるとのことである。一日も早く、適正な補償が行なわれなければならない。

第四 総括

われわれは、以上のような事実、報告に基づき、沖縄の人権問題について、次のような見解を表明する。日本自由人権協会が一九五四年最初に沖縄の人権問題に関する調査報告を公表した当時に比して、特に土地問題に関しては、なお残された問題があるにしても、事態はかなり改善されており、また生活条件の向上もみられるけれども、沖縄の人々の基本的な自由と権利とが保障されていないという事実はいままなお変わっていない。

沖縄は依然として米軍最高司令官（高等弁務官）を長とする米民政府の統治下にあり、その権力のもとに沖縄住民によつて構成される立法院、行政府、裁判所があるけれども、行政主席は選挙によらず高等弁務官の任命制であり、基本的な法令は沖縄住民の意思と無関係に高等弁務官によつて発布され、立法院が可決した法案も高等弁務官の拒否権によつて廃案とされることがある。裁判所の権限と実体についても既に詳しくのべたとおりである。

すなわち沖縄の人々には、自由がなく、その根幹をなす政治的自由がない。このことが、思想、言論、出版、渡航の自由という基本的権利の制限に強く反映している。それは、米軍により制度的にも制限されているのみならず、沖縄の人々が基本権を行使する際、意識的又は無意識的に自己抑制をせざるをえない精神的状況を作り出している。

敗戦後の悲惨な状態から比べれば、沖縄は経済的には遙かに向上している（しかし日本本土と比べれば尚著しく貧しい）にもかかわらず、われわれの接した多くの人々から殆んど一様に「不安」を訴えられた。それは沖縄自民党の一議員の言葉によつても端的に示されているように、「本土から切離され、異民族による支配を受けている」という基本的事実から生じているものであることを、われわれは認めざるをえない。

一九五三年以来の土地問題に對する沖縄住民の強い反対運動の反映として、米軍および米民政府は、沖縄の人々の言動に強い関心をもち、考慮を払つていくという印象をうけたが、にもかゝらず、沖縄の人々の不安は依然として強く存在し、特に渡航、出版、労働問題の根底にある思想調査によつて、その不安は一層増大している。われわれはその人の抱く思想や加入している団体の性格によつて渡航が拒否されたり、解雇されたり、労働組合の役員になれなかつたり、組合の資格を否認されたりする実情を報告した。

この点更に、考え方の上においても米軍および米民政府と、沖縄の人々との間に大きなしかも基本的なギャップが存在していることを指摘したい。

米民政府当局者がわれわれに強調したのは、現在沖縄は米国の支配下にあり、しかも冷戦の下での重要な軍事基地として、軍事的安全が最高度に保障されねばならず、基本的な人権や自由もそのために途を譲らなければならぬというのである。

しかし、米軍や米民政府の信じているこの「正当事由」は、沖縄の人々の間には「正当事由」となる力を失つてゐる。

選挙の結果によれば、現在沖縄の人々の過半数は米軍基地の即時撤廃を要求してないとみられる。しかし、現在の時点において基地の存在そのものはやむをえないとみる人々でさえも、何故せめてそれが日本本土と同じような形をとりえないのか、何故基地のゆえに、異民族に支配されなければならないのかを疑つてゐる。

現在沖縄の人々に共通の判断基準は、「日本本土」との比較であるといつて過言ではない。この意味で、本土に沖縄間の渡航問題が、沖縄の人々の重要な関心の対象となつてゐるのは、むしろ当然のことである。そして、右にのべてきたような異民族支配によるギャップは、沖縄の人々に対して思想調査のもつ善悪を更に一層重大なものにしてゐる。政治的自由がないところでは、言論、思想、表現の自由はその存在価値が

減少し容易に制限の対象とされる。また取締られる側でも、その自由の重要性を実感することが困難となり、容易に自己抑制を招来し、また「事前調整」にみられるような非公式の妥協に陥つてしまう。例えば、政党機関紙の発行が今日まで全く認められていないという驚くべき事態も、自治権のないところでは、その意味を看過しがちである。

われわれは、以上のような事実と見解の下に沖縄の人権問題の本質は、異民族の支配にあることを指摘せざるをえない。その意味で施政権の日本返還は政治問題であるにとどまらず人権問題解決のための根本的対策である。

しかし、われわれは、今日米国が沖縄を統治している現実の事態に鑑み、応急の措置として、以下の諸点が日米両国の国民および政府に留意され、速やかに改善されることを強く希望する。

- (1) 沖縄の住民の自治権に重大な制限が加えられている事実を鑑み、少なくとも行政主席の任命制を廃止し、公選制を実現すること。
- (2) 立法院の立法権限を大幅に拡大し、高等弁務官の拒否権を制限し、立法体系の二重性とそれから生ずる混乱とをできる限りなくすること。
- (3) 米軍犯罪の処理の不明朗さが、沖縄住民の強い不満となつている事実を鑑み、公務外における米軍人、軍属の犯罪に対する捜査権、裁判権を琉球政府に移すこと。その他の罪についても少くとも裁判の結果及び執行の状況を琉球政府を通じ住民に公表すること。
- (4) 日本語をもつて布告、布令等の正文とすること。
- (5) 出版の許可制を速やかに廃止すること。特に政党機関紙の発行が不許可となつている事態を早急に是正すること。
- (6) 多くの点において占領下の軍刑法的処罰規定をもつ布令一四四号「刑法並びに訴訟手続法典」を廃止し、平時の刑罰観念に基づいて立法院において立法がなされること。

- (7) 沖縄住民の日本本土渡航に關し布令一四七号「琉球住民の日本旅行管理」を改正し、日本本土渡航に關しては琉球政府の管轄とすること。特に、思想調査の因をなしている補助申請書制度を全廃すべきこと。
- (8) 日本国民の沖縄渡航については、布令一二五号から除外し、日本政府の発給する身分証明書の所持者の沖縄入域を認めること。
- (9) 布令一四五号「労働組合の認定手續」が、労働基本権を剝奪し、思想調査の原因をなしている事実を鑑み、速やかにこれを廃止すること。
- (10) 布令一一六号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令」も、同様の事実の原因をなしているので、これを再検討し、沖縄民間労働者に適用されている労働基本法との一元化をはかること。その際、特に米国政府に対する忠誠宣誓制度、軍労働委員会制度、団交権、争議権の剝奪と処罰制度についてはこれを大幅に是正すること。
- (11) 出産、傷病、廢疾、老令、死亡等の事故に対する社会保障制度が欠けているので、人間たるに値いする生活をする権利を守るために、これらの事故に対する社会保障制度を速やかに確立、整備する必要がある。特に医療保障に対する強い要望に対して早急にこたえる策がある。結核、精神障害、ハンセン氏病などのベットの増設、入院措置、家族の生活保障などに対する財政的うらづけを講ずる必要がある。児童福祉法の施行についても予算的うらづけを充分に講じ、特に施設の充実をはかる必要がある。生活保護法については、保護基準の引上、勤労控除の削減、義務経費主義の徹底を要する。
- (12) 軍用地の賃借権の存続期間を明示して住民の不安をとりのぞくため、布令二〇号を改正すること。
- (13) 軍用地地主の生活権を尊重すること。
- (14) 新規接収は、行なわないこと。
- (15) できる限り軍用地を解放すること。
- (16) 講和前補償をすみやかに行なうこと。